

議案第 8 号

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路の構造の技術的基準を定めるため

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 道路断面の構成と機能（第5条－第17条）

第3章 道路線形基準（第18条－第27条）

第4章 道路構造物等（第28条－第39条）

第5章 雑則（第40条－第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する道路（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準及び道路のうちバリアフリー法第2条第9号で定められた特定道路を新設し、又は改築する場合における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、市長が定める自動車の日交通量をいう。
- （2） 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。
- （3） 普通道路 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）

第4条第2項に規定する小型自動車、普通自動車、セミトレーラ連結車の通行

の用に供することを目的とする道路をいう。

- (4) 小型道路 構造令第4条第2項に規定する小型自動車等を上回らない自動車の通行の用に供することを目的とする道路をいう。
- (5) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。
- (6) 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。
- (7) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- (8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。
- (9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。
- (10) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分という。
- (11) 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分という。
- (12) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。
- (13) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分という。
- (14) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分という。
- (15) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (16) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。

- (17) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (18) 乗合自動車停車所 専ら乗合自動車の乗客が乗降のために、車線から分離して専用に使用する部分という。
- (19) 乗合自動車停留所 専ら乗合自動車の乗客が乗降のために、外側車線を使用する部分という。
- (20) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分という。
- (21) 植樹ます 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線、柵その他これに類する工作物により区画して設けられるます状の道路の部分という。
- (22) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所等に設けられる島状の施設をいう。
- (23) 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。
- (24) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

（道路の区分）

第3条 道路は、構造令第3条第1項に定める第4種に区分されるものとする。

2 道路は、次の表に定めるところにより第1級から第4級までにそれぞれ区分するものとし、区分に当たっては当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当す

る級が第4級である場合を除き、該当する級の1級下の級に区分することができる。

計画交通量（1日 当たり）	10,000台以上	4,000台以上 10,000台未満	500台以上 4,000台未満	500台未満
道路の区分	第1級	第2級	第3級	第4級

3 第1級から第3級までの道路のうち、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものは、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（構造令第4条第2項に規定する小型自動車等をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等及び歩行者又は自転車等のみの通行の用に供する道路とすることができる。

4 第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

5 道路は、小型道路と普通道路とに区分するものとする。

（設計速度）

第4条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分	設計速度（1時間当たり）	
第1級	60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
第2級	60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	30キロメートル

第3級	50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	20キロメートル
第4級	40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	

- 2 副道の設計速度は、1時間当たり40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

第2章 道路断面の構成と機能

(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。

- 2 道路の区分に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。ただし、交差点の多い道路については、設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

区分	設計基準交通量（1日当たり）
第1級	12,000台
第2級	10,000台
第3級	9,000台

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の区分に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって車線の数を定めるものとする。ただし、交差点の多い道路については、1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

区分	1車線当たりの設計基準交通量（1日当たり）
----	-----------------------

第1級	12,000台
第2級	10,000台
第3級	10,000台

- 4 車線（屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とする。ただし、第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区分		車線の幅員
第1級	普通道路	3.25メートル
	小型道路	2.75メートル
第2級及び第3級	普通道路	3.00メートル
	小型道路	2.75メートル

- 5 第4級の道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第10条に規定する車道に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第6条 車線の数が4以上である道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要があるときは、車線を往復の方向別に分離するものとする。

- 2 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 3 中央帯の幅員は、1メートル以上とし、両側に幅0.25メートルの側帯を設ける。
- 4 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、必要に応じ、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 5 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第7条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとし、その幅員は、4メートルを標準とする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、両側に路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 路肩の幅員は、両側それぞれ0.5メートル以上とする。

3 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

4 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

5 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項に規定する値に当該路上施設を設けるために必要な値を加えるものとする。

(停車帯)

第9条 道路（第4級を除く。）には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(凸部、狭さく部等)

第10条 主として近隣に居住する者の日常生活の用に供する第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するため必要に応じて、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けることができる。

（自転車道）

第 1 1 条 自動車及び自転車の交通量が多い道路又は自転車及び歩行者の交通量が多い道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の両側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

3 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第 1 2 条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の両側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用する。ただし、第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 特定道路における自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。

5 自転車歩行者道に縁石線を設ける場合は、縁石を設けるものとする。ただし、自転車歩行者道の構造その他特別な理由により縁石を設けることができない場合に

は、他の施設に代えることができる。

6 前項の縁石の高さは、規則で定める。

7 自転車歩行者道（縁石を除く。）は、車道又は路肩に対して2センチメートル高くすることを標準とする。ただし、自転車歩行者道の構造、交通の状況、接続する土地利用の状況、乗合自動車停車所及び乗合自動車停留所の設置状況等によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（歩道）

第13条 歩行者の交通量が多い道路（第4級及び自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、規則で定める施設の周辺の道路及び特定道路には、その両側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては原則として3.5メートル以上、その他の道路にあつては原則として2メートル以上とする。

3 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用する。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 特定道路における歩道の幅員は、当該道路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定める。

5 歩道に縁石線を設ける場合は、縁石を設けるものとする。ただし、歩道の構造その他特別な理由により縁石を設けることができない場合には、他の施設に代えることができる。

6 前項の縁石の高さは、規則で定める。

7 歩道（縁石を除く。）は、車道又は路肩に対して2センチメートル高くすることを標準とする。ただし、歩道の構造、交通の状況、接続する土地利用の状況、乗合

自動車停車所及び乗合自動車停留所の設置状況等によりやむを得ない場合にはこの限りでない。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第14条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その両側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を設ける。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から前条まで、第16条から第38条まで、第40条、第41条及び第42条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第16条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第15条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第13条まで、第17条から第38条まで、第40条、第41条及び第42条第1項の規定は、適用しない。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第16条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所及び乗合自動車停留所に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯等)

第17条 第1級及び第2級の道路には、沿道の土地利用等を勘案して植樹帯又は植樹ます（以下「植樹帯等」という。）を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯等を設けるものとする。ただし、地形の状況、土地利用の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯等の幅員は、1.5メートルを標準とする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯等の幅員は、当該道路の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況及び良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項に規定する標準値を超える幅員とするものとする。

(1) 市街地の中心部を通過する幹線道路の区間

(2) 景観への配慮を要する地域を通過する幹線道路の区間

(3) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯等の植栽に当たっては、地域の特性、植生等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

第3章 道路線形基準

(車道の屈曲部)

第18条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第10条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第19条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（1時間あたり）	曲線半径	
60キロメートル	150メートル	120メートル
50キロメートル	100メートル	80メートル
40キロメートル	60メートル	50メートル
30キロメートル	30メートル	
20キロメートル	15メートル	

（曲線部の片勾配）

第20条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径及び地形の状況等を勘案し、最大片勾配6パーセントの値以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

（曲線部の車線等の拡幅）

第21条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合には、当該すりつけに必要な長さ）以上とする。

設計速度（１時間当たり）	緩和区間の長さ
60キロメートル	50メートル
50キロメートル	40メートル
40キロメートル	35メートル
30キロメートル	25メートル
20キロメートル	20メートル

（視距等）

第 2 3 条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度（１時間当たり）	視距
60キロメートル	75メートル
50キロメートル	55メートル
40キロメートル	40メートル
30キロメートル	30メートル
20キロメートル	20メートル

2 対向車線を設けない道路を除き、車線の数が 2 である道路においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第 2 4 条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度（１時間当たり）	縦断勾配	
普通道路	60キロメートル	5 パーセント	7 パーセント

	50キロメートル	6 パーセント	8 パーセント
	40キロメートル	7 パーセント	9 パーセント
	30キロメートル	8 パーセント	10パーセント
	20キロメートル	9 パーセント	11パーセント
小型道路	60キロメートル	8 パーセント	
	50キロメートル	9 パーセント	
	40キロメートル	10パーセント	
	30キロメートル	11パーセント	
	20キロメートル	12パーセント	

2 歩道又は自転車歩行車道の縦断勾配は、前項で定める車道の縦断勾配以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 特定道路の歩道又は自動車歩行者道の縦断勾配は、前項の規定にかかわらず5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は8パーセント以下とすることができる。

（縦断曲線）

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とする。ただし、設計速度が1時間当たり60キロメートルである第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（1時間当たり）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
60キロメートル	凸形曲線	1,400メートル
	凹形曲線	1,000メートル
50キロメートル	凸形曲線	800メートル
	凹形曲線	700メートル

40キロメートル	凸形曲線	450メートル
	凹形曲線	450メートル
30キロメートル	凸形曲線	250メートル
	凹形曲線	250メートル
20キロメートル	凸形曲線	100メートル
	凹形曲線	100メートル

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度（1時間当たり）	縦断曲線の長さ
60キロメートル	50メートル
50キロメートル	40メートル
40キロメートル	35メートル
30キロメートル	25メートル
20キロメートル	20メートル

（横断勾配）

- 第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配
第28条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5パーセント以上2.0パーセント以下
その他	3.0パーセント以上5.0パーセント以下

- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）には、1パーセント以上2パーセント以下を標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 第28条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない範囲で、横断勾配を1パーセントまで縮小することができる。

（合成勾配）

第 27 条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とする。ただし、設計速度が 1 時間当たり 30 キロメートル又は 20 キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5 パーセント以下とすることができる。

設計速度（1 時間当たり）	合成勾配
60 キロメートル	10.5 パーセント
50 キロメートル	11.5 パーセント
40 キロメートル	
30 キロメートル	
20 キロメートル	

第 4 章 道路構造物等

（舗装）

第 28 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、車道と路肩を併せた幅員が 4 メートル未満の道路又は交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため車道及び側帯の舗装の構造基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）で定める基準に適合する構造とする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 車道及び側帯（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる

構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 4 歩道又は自転車歩行者道の舗装（トンネルを除く。）は、平たんで滑りにくく、かつ、雨水を地下に円滑に浸透させることができる水はけの良い構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（排水施設）

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、規則で定める整備基準により側溝、街きよ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（トンネル）

第30条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第31条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

（平面交差又は接続）

第32条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線（以下「付加車線」という。）は除く。）の幅員は、第5条第4項に規定されているもののほか、次の表の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		平面交差を直進させるための車線の幅員
第1級	普通道路	3.0メートル
	小型道路	2.5メートル
第2級及び第3級	普通道路	2.75メートル
	小型道路	2.5メートル

- 4 付加車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とする。
- 5 付加車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第33条 車線（付加車線を除く。以下この条において同じ。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により平面交差が許容されるとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車線の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び車線の数が4以上である普通道路と車線の数が4以上である小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第8条まで、第19条、第20条、第22条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。
- 5 法第48条の3ただし書の条例で定める場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第1号及び第3号に掲げるものとする。

（鉄道との平面交差）

第34条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とする。

- (1) 交差角は、45度以上とする。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とする。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度（1時間当たり）	見通し区間の長さ
50キロメートル未満	110メートル
50キロメートル以上70キロメートル未満	160メートル
70キロメートル以上80キロメートル未満	200メートル
80キロメートル以上90キロメートル未満	230メートル
90キロメートル以上100キロメートル未満	260メートル
100キロメートル以上110キロメートル未満	300メートル
110キロメートル以上	350メートル

（交通安全施設等）

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げる施設等を設けるものとする。

- (1) 柵又は駒止め
- (2) 他の車両を確認するための鏡

(3) 歩行者が車道を横断する部分の視覚障害者誘導用ブロック（視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。）その他これに類する施設

(4) 路面への着色標示又は着色舗装

(5) 照明施設

(6) 視線誘導標

(7) 法第45条に規定する道路標識及び区画線

(8) 道路情報管理施設及び緊急連絡施設

(9) 立体横断施設

2 特定道路において必要であると認められる施設、構造等は、規則で定める。

(1) 立体横断施設

(2) 乗合自動車停留所

(3) 障害者用駐車施設

(4) 移動等の円滑化のために必要なその他の施設等

（乗合自動車停留所に設ける交通島）

第36条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所その他これらに類する施設を設けるものとする。

（防護施設）

第38条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（道路標識の寸法）

第39条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、規則で定める。

第5章 雑則

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から第7条まで、第9条から第13条まで、第16条、第17条、第19条から第25条まで、第27条、第28条、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第41条 一般国道又は県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を道路とする計画がある場合において、当該部分を道路とすることにより第3条第2項の規定による区分が変更となるときは、同条第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条第1項及び第3項、第8条第2項及び第5項、第9条第1項、第10条、第12条第3項、第13条第1項及び第3項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第25条第2項、第28条第3項並びに第32条第3項の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第42条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第3項、第7条、第9条、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第3項、第17条第2項及び第3項、第19条から第25条まで、第27条及び第28条第3項の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第3項、第7条、第8条第2項、第9条、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及

び第3項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第17条第2項及び第3項、第23条第1項並びに第28条第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(委任)

第43条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に新設又は改築の事業決定がなされた道路の構造については、なお従前の例による。